

病院書面調査の結果について

久留米市保健所 総務医薬課
令和3年1月18日



1. 調査時期

令和2年9月3日～令和2年9月18日

2. 調査対象

医療法に規定する久留米市内全ての病院

3. 調査目的

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に鑑み、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査を順延し書面調査とすることで、病院が医療法及び関係法令等を遵守し、適切な院内感染対策を行うことにより、適正な医療体制の確保を図ることを目的とする。



院内感染対策に関する調査票

1. 院内感染対策に関する指針の策定
2. 院内感染対策委員会の開催
3. 院内感染対策のための研修の実施
4. 改善のための方策



院内感染対策に関する調査票について

○ 本調査は医療法に規定された院内感染対策に関する体制が適切に取られているかを確認するためのものです。項目全般において、すべての病院で概ね対応がとられています。

◆ 項目2.(5)及び(7)

院内感染対策委員会において、必要な改善策を見直すことは、問題意識を再確認する意味でも必要です。また、重大な問題が発生した場合には、報告が適切に行われ、院内の調査、院内清潔度や滅菌消毒業務の調査を委員会が中心となり行うことが重要となります。

◆ 項目3.(1)

コロナ禍においても職員の院内感染防止に対する意識向上ため、研修会は年2回行ってください。

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
1. 院内感染対策に関する指針の策定					
(1)	指針の策定	32	0	32	100.0
(2)	基本的な考え方の文書化	32	0	32	100.0
(3)	委員会その他院内組織に関する基本的事項の文書化	32	0	32	100.0
(4)	研修に関する基本方針の文書化	32	0	32	100.0
(5)	発生状況の報告に関する基本方針の文書化	32	0	32	100.0
(6)	院内感染発生時の対応に関する基本方針の文書化	32	0	32	100.0
(7)	指針の閲覧に関する基本方針の文書化	32	0	32	100.0
(8)	院内感染対策の推進のために必要な基本方針の文書化	32	0	32	100.0
(9)	院内感染対策委員会における策定・変更	32	0	32	100.0
(10)	全職員への周知	32	0	32	100.0

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
2. 院内感染対策委員会の開催					
(1)	設置	32	0	32	100.0
(2)	管理及び運営に関する規定の定め	32	0	32	100.0
(3)	重要な検討内容の管理者への報告	32	0	32	100.0
(4)	発生の原因分析、改善策の立案・実施及び職員への周知	32	0	32	100.0
(5)	必要に応じた改善策の見直し	32	1	31	96.9
(6)	月1回程度の開催	32	0	32	100.0
(7)	重大な問題が発生した場合の開催	32	1	31	96.9
(8)	議事録の作成・保管	32	0	32	100.0
(9)	職種横断的な委員の構成	32	0	32	100.0

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
3. 院内感染対策のための研修の実施					
(1)	年2回程度の開催	32	1	31	96.9
(2)	必要に応じた研修会の開催	32	0	32	100.0
(3)	実施内容の記録	32	0	32	100.0
4. 改善のための方策					
(1)	発生動向の情報共有	32	0	32	100.0
(2)	感染情報レポートの作成と活用	32	0	32	100.0
(3)	院内感染対策マニュアルの策定	32	0	32	100.0
(4)	改善策の策定、見直し	32	0	32	100.0

新型コロナウイルス感染症に対する 感染管理に関する調査票

1. 外来患者への対応
2. 入院患者への対応
3. 医療従事者の対応
4. 環境整備
5. トイレについて(感染リスクが比較的高い場所)
6. リネンについて
7. 廃棄物について
8. 医療提供体制整備について

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理に関する調査票について

- 本年度においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び適切な院内感染対策徹底のために本調査を実施しています。項目の全般において、すべての病院で概ね対応がとられています。
- 無症状でウイルスを保有している例もあるため、基本的に誰もがウイルスを保有している可能性があることを考慮し、全ての診療場面において必要な個人防護具を選択して着用し、適切なタイミングと方法で取り外してください。新型コロナウイルス感染症には**標準予防策の徹底**が極めて重要です。
- 医療従事者は、感染者に曝露する機会が多いだけでなく、感染すると自身が院内感染の原因となりうるため、十分な感染対策が必要です。

(新型コロナウイルス感染症に対する感染管理に関する調査票)

◆ 項目3.(4)

エアロゾルが発生する可能性がある手技を行う際は、N95マスク等を積極的に使用することが重要です。エアロゾルからの感染リスクを低減できます。

◆ 項目3.(7)

患者からの感染リスクを低減するため、患者との距離は可能な限り一定の距離を保つことが必要です。

◆ 項目5.(2)

新型コロナウイルスは、感染者の便など、排せつ物からも検出されています。蓋を開けたまま水を流すと便器内の水が跳ね、排泄物の中に含まれたウイルス等が洗浄の勢いで飛散し、知らないうちに汚染を広げる可能性があります。洋式トイレの場合は表示を行ってください。

(新型コロナウイルス感染症に対する感染管理に関する調査票)

◆ 項目6.(3)

院内感染は患者からだけでなく、職員同士の感染も考えられます。職員用の寝具についても感染のリスクを低減させるため、個人ごとの交換を心がけることが重要となります。

◆ 項目8.

各項目について「不適」と回答した病院は、新型コロナウイルス感染症発生に備えた自主点検や職員又は患者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションを行ってください。



		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
1. 外来患者への対応					
(1)	受診方法の案内	32	0	32	100.0
(2)	体温測定や問診票を用いた確認	31	0	31	100.0
(3)	来院患者の対応	32	0	32	100.0
(4)	マスク着用の案内	32	0	32	100.0
(5)	手指消毒設備の設置	32	0	32	100.0
(6)	疑い患者へのサージカルマスク着用	31	0	31	100.0
(7)	待合室での配慮	30	0	30	100.0
(8)	対面する場所での遮蔽	31	0	31	100.0

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
2. 入院患者への対応					
(1)	疑い患者の個室管理	29	0	29	100.0
(2)	病室の十分な換気	32	1	31	96.9
(3)	病室外への移動制限及び移動時のマスク着用	29	0	29	100.0
(4)	原則的な面会禁止	32	0	32	100.0
3. 医療従事者の対応					
(1)	手指衛生の適切な実施	32	1	31	96.9
(2)	手指衛生前の注意	32	0	32	100.0
(3)	サージカルマスクの常時着用	32	1	31	96.9
(4)	手技によるN95マスク等の選択	30	5	25	83.3
(5)	PPEの適切な選択・着用・取り外し	30	0	30	100.0

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
3. 医療従事者の対応					
(6)	PPE取り外し時の環境汚染防止と廃棄場所	32	0	32	100.0
(7)	患者との距離	32	3	29	90.6
(8)	PPE等の使い捨て製品の使用	32	0	32	100.0
(9)	ユニフォーム・衣服の洗濯	32	0	32	100.0
(10)	日常生活における3密回避	32	0	32	100.0
(11)	休憩室や事務室等における3密回避	32	0	32	100.0
(12)	休憩時間の分散及び非対面での食事・会話	32	0	32	100.0
(13)	体調管理と症状有無の確認	32	0	32	100.0
(14)	有症状時の管理者との相談体制	32	0	32	100.0

		対 象 施 設	不 適	適	遵 守 率(%)
4. 環境整備					
(1)	患者周囲の消毒	32	0	32	100.0
(2)	診察室の十分な換気	32	2	30	93.8
(3)	医療機器等の消毒	32	2	30	93.8
(4)	共用のキーボードやタブレットの消毒	32	0	32	100.0
(5)	休憩室・事務室等の共有物品の定期的な消毒	32	1	31	96.9
(6)	休憩室・事務室等の換気	32	1	31	96.9



		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
5. トイレ					
(1)	不特定多数接触箇所の清拭消毒	32	0	32	100.0
(2)	トイレの蓋への表示対応	27	6	21	77.8
(3)	ペーパータオルの設置	31	3	28	90.3
(4)	エアジェット式手指乾燥の不使用	27	3	24	88.9
(5)	感染患者用のトイレの分離	24	0	24	100.0
6. リネン					
(1)	洗濯の外部委託前の消毒	21	3	18	85.7
(2)	洗濯を未消毒で外部委託する際の措置	19	2	17	89.5
(3)	職員仮眠用寝具の交換	31	8	23	74.2

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
7. 廃棄物					
(1)	PPE等使い捨て製品の使用後の措置	28	0	28	100.0
8. 医療提供体制整備					
(1)	新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備の自主点検実施	32	5	27	84.4
(2)	陽性又は濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションの実施	32	6	26	81.3

診療用放射線に係る安全管理体制に関する調査票

1. 医療放射線安全管理責任者について
2. 安全利用のための指針の策定
3. 放射線安全利用のための研修の実施
4. 被ばく線量の管理・記録及び改善のための方策



診療用放射線に係る安全管理体制に関する調査票について

- 本調査は「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成31年3月12日医政発0312第7号厚生労働省医政局長通知）」に基づき施行された診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保状況を確認するため実施しています。
- 医療法第21条により、病院はエックス線装置が必ず必要となるため体制確保は必須となりますが、ほとんどの病院で概ね対応がとられています。

医療法施行規則(第1条の11第2項第3号の2)

※2020 年4月1日から施行されています。

対象: エックス線装置 又は

第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所

診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、診療用放射線の利用に係る安全な管理(以下「安全利用」という。)のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

- イ 診療用放射線の安全利用のための**指針の策定**
- ロ 放射線診療に従事する者に対する**診療用放射線の安全利用のための研修**の実施
- ハ 次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による**被ばく線量の管理及び記録**その他の診療用放射線の安全利用を目的とした**改善のための方策の実施**
 - (1) 厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器
 - (2) 第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 - (3) 第二十四条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素

(診療用放射線に係る安全管理体制に関する調査票)

◆項目1.

原則、医療放射線安全管理責任者は常勤医師(歯科医師)です。常勤の診療放射線技師が放射線診療における最適化を担保し、常勤医師(歯科医師)が正当化及び適切な指示を行う体制を確保している場合には、診療放射線技師が責任者となっても差し支えありません。

◆項目2.

指針は各項目において、漏れのないよう策定してください。

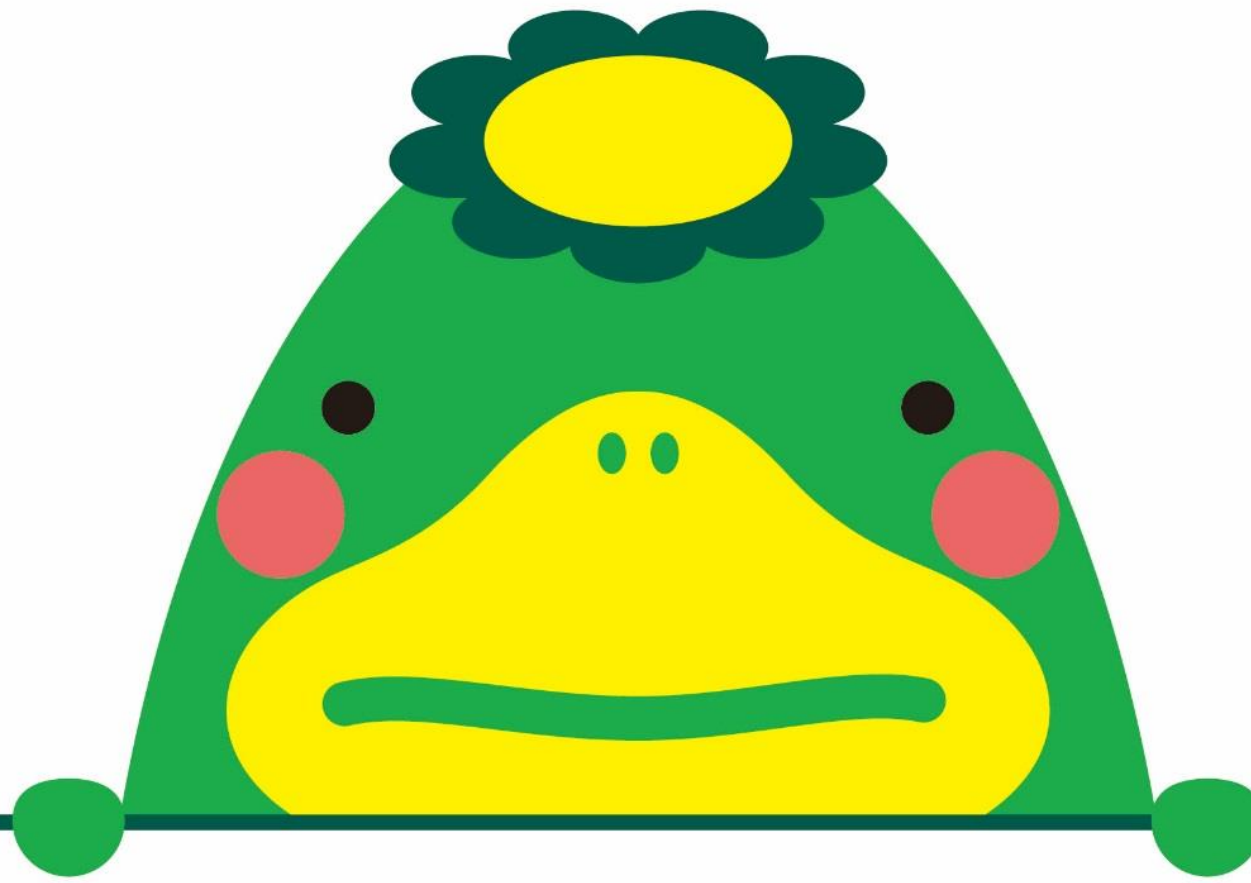
◆項目3.

放射線診療に従事する者に対する研修は1年度当たり1回以上必要です。対象者と研修内容を確認し、研修を実施してください。また、研修の記録は忘れないよう行ってください。

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
1. 診療用放射線に係る安全管理のための責任者					
(1)	医療放射線安全管理責任者の配置	32	1	31	96.9
(2)	責任者の十分な知識と勤務実態	32	1	31	96.9
(3)	責任者の資格	32	1	31	96.9
2. 診療用放射線の安全利用のための指針の策定					
(1)	指針の策定	32	2	30	93.8
(2)	指針に記載すべき項目				
	①基本的考え方	32	2	30	93.8
	②研修に関する基本方針	32	3	29	90.6
	③改善のための方策に関する基本方針	29	2	27	93.1
	④有害事例等発生時の対応に関する基本方針	32	3	29	90.6

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
2. 診療用放射線の安全利用のための指針の策定					
	⑤情報の共有に関する基本方針	32	2	30	93.8
	⑥その他指針の取扱い等に関する事項	32	4	28	87.5
3. 診療用放射線の安全利用のための研修					
(1)	研修項目	29	3	26	89.7
(2)	研修の実施	29	5	24	82.8
(3)	実施内容の記録	22	3	19	86.4

		対 象 施 設	不 適	適	遵守率(%)
4. 被ばく線量の管理・記録及び改善のための方策					
(1)	線量管理				
	①被ばく線量の適正な管理	27	0	27	100.0
	②被ばく線量の評価及び最適化	28	0	28	100.0
	③線量管理方法の見直し	26	0	26	100.0
(2)	線量記録				
	①記録の実施	28	0	28	100.0
	②適正な記録様式の使用	28	1	27	96.4
(3)	【参考】管理・記録対象医療機器等以外の線量管理・記録	27	7	20	74.1
(4)	情報等の収集・報告	32	2	30	93.8



久留米市の医療をより充実したものにできればという
思いのもと、書面調査を実施しております。
院内感染対策に苦慮されていることとは思いますが、
今後とも新型コロナウイルス感染症まん延防止に努め
ていただきますようお願いいたします。

久留米市保健所